慶弔給付金一覧

給付金は、会員となった月の翌月１日から、次のような給付事由が発生したときに支給されます。請求方法は、５ページをご覧ください。

2021年4月1日現在

給付事由			給付額	添付書類（コピー可）
祝金	結婚（会員が結婚したとき）		10,000円	・戸籍謄本、住民票または婚姻届受理証明書
祝金	出生（会員またはその配偶者が出産したとき）		5,000円	・戸籍謄本、住民票または出生の確認できるもの
祝金	就学（会員の子が小学校に入学したとき）		5,000円	・入学通知書または就学の確認ができるもの
祝金	勤続 10 年（会員が同一事業所で 10 年勤続したとき）		5,000円	・勤務期間は同一事業所に勤務していること
祝金	勤続 15 年（会員が同一事業所で 15 年勤続したとき）		5,000円	
祝金	勤続 20 年（会員が同一事業所で 20 年勤続したとき）		5,000円	
祝金	勤続 25 年（会員が同一事業所で 25 年勤続したとき）		5,000円	
祝金	勤続 30 年（会員が同一事業所で 30 年勤続したとき）		5,000円	
祝金	勤続 35 年（会員が同一事業所で 35 年勤続したとき）		5,000円	
祝金	勤続 40 年（会員が同一事業所で 40 年勤続したとき）		5,000円	
見舞金	会員	重度障害　疾病による	100,000円以内	・医師の後遺障害診断書（労災診断書・自賠責診断書・他保険・他共済所定診断書）
見舞金	会員	障害　不慮の事故による（1 級～ 14 級）	300,000円以内	・医師の後遺障害診断書（労災診断書・自賠責診断書・他保険・他共済所定診断書） ・不慮の事故・交通事故である証明書
見舞金	会員	障害　交通事故による（1 級～ 14 級）	700,000円以内	
見舞金	会員	傷病　（1）休業 14 日以上 30 日未満	5,000円	・医師の診断書または健康保険等の疾病手当金請求書の写し（傷病名の記載） ・タイムカード等の写しまたは休業証明書
見舞金	会員	傷病　（2）休業 30 日以上 60 日未満	15,000円	
見舞金	会員	傷病　（3）休業 60 日以上 90 日未満	22,000円	
見舞金	会員	傷病　（4）休業 90 日以上 120 日未満	30,000円	
見舞金	会員	傷病　（5）休業 120 日以上	45,000円	
見舞金	会員	住宅災害　火災等　全焼・全壊	200,000円	・関係官署の罹災証明書※1
見舞金	会員	住宅災害　火災等　半焼・半壊	140,000円以内	
見舞金	会員	住宅災害　火災等　一部焼・損壊	100,000円以内	
見舞金	会員	住宅火災　自然災害　全壊・流出	60,000円	
見舞金	会員	住宅火災　自然災害　半壊	30,000円	
見舞金	会員	住宅災害　自然災害　床上浸水	12,000円	
見舞金	会員	住宅災害　自然災害　一部損壊	6,000円以内	
死亡弔慰金	会員	疾病による（交通・不慮の事故以外）71 歳未満	100,000円	・医師の死亡診断書または死体検案書等死因および死亡日の確認できるもの
死亡弔慰金	会員	疾病による（交通・不慮の事故以外）71 歳以上	50,000円	
死亡弔慰金	会員	不慮の事故による　71 歳未満	300,000円	・医師の死亡診断書、死体検案書または、市（区町村）役所その他公的機関で発行される死亡日・死因の記載のある証明書 ・不慮の事故である証明書
死亡弔慰金	会員	不慮の事故による　71 歳以上	250,000円	
死亡弔慰金	会員	交通事故による　71 歳未満	700,000円	・医師の死亡診断書、死体検案書または、市（区町村）役所その他公的機関で発行される死亡日・死因の記載のある証明書 ・交通事故である証明書
死亡弔慰金	会員	交通事故による　71 歳以上	650,000円	
死亡弔慰金	会員の配偶者	すべての死亡	30,000円	・死亡の確認できる証明書
死亡弔慰金	会員の子	すべての死亡 （妊娠 7 か月以上経過後死産も含む）	10,000円	
死亡弔慰金	会員・配偶者の親	すべての死亡	5,000円	
死亡弔慰金	会員	住宅災害による同居家族の死亡	10,000円	・医師の死亡診断書（死体検案書）

※1 罹災証明書が取得できない時は修理業者による見積書（写し可）でも可能な場合もあります。
※ 本人死亡の場合は会員と給付金受取人の関係がわかる戸籍の証明書が必要です。（10万円以下の場合は省略）

慶弔給付金の請求手続き

共済保険給付事業

会員の相互扶助を目的として、各種の給付金制度を設けております。会員とその家族に給付事由が生じた場合に、給付金が支給されます。

●給付資格……サービスセンターの入会翌月 1 日以降に給付事由が発生した場合に支給されます。（月の下旬にご入会いただいた場合、入会の翌々月 1 日以降となる場合があります）

●請求方法……「保険金請求書兼証明書〈一括用〉」（複写の為サービスセンター窓口にて配布）に必要事項を記入のうえ、給付事由を証明する書類を添えてご請求ください。

●請求期限……入会後、給付事由の発生から 3 年以内ですので、忘れずにご請求ください。

●支払方法……給付金請求書の受取人口座に給付金をお振込いたします。内容をご確認のうえ事業主から請求者である従業員へ給付金をお渡しください。
毎月 20 日までの請求分については給付決定後、サービスセンターが請求者の口座に翌月 15 日前後に振込みます。なお、振込手数料はサービスセンターが負担します。

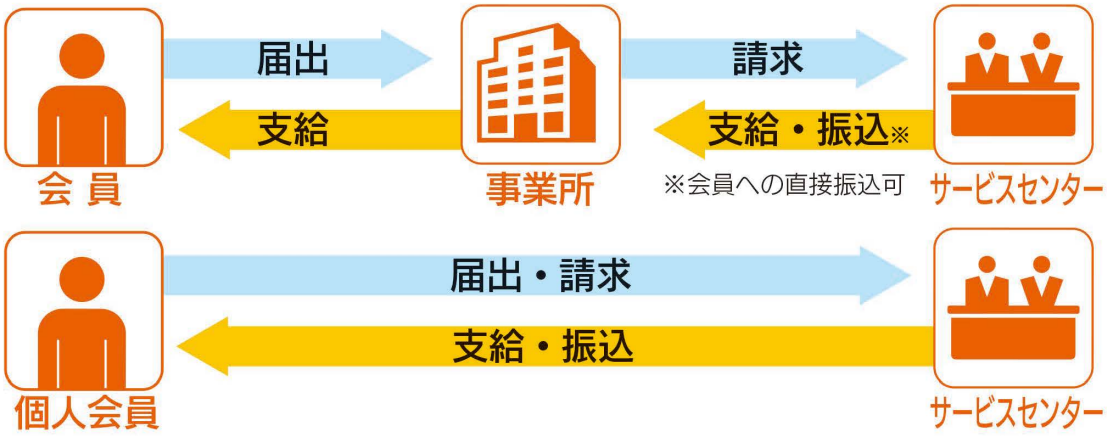

●給付金の返還…給付金を偽りその他不正な行為で受領したときは、給付金を返還していただきます。

下記の事由が発生した時には　給付金の請求と併せて、各種届出の手続きをお願いします。

●結婚・出産…変更届（氏名等の変更）・会員カード（家族構成）

●会員の死亡…退会届・変更届

●家族の死亡…会員カード（家族構成）

※住所変更の場合は、速やかにサービスセンターまでご連絡ください。